

平成31年2月15日
自動車局環境政策課

ガソリン直噴車及び二輪車等の排出ガス規制を強化します。
—道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正—

ガソリン直噴車へのディーゼル車等と同水準のPM排出量規制の導入、二輪車の排出ガス規制強化等のため、関係告示等を改正し、新型車については2020年12月から、継続生産車（一部を除く）については2022年11月から適用します。

中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（第13次答申（平成29年5月））を踏まえ、ガソリン直噴車及び二輪車等の排出ガス規制を強化するため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の改正を行います。

1. 主な改正項目（改正の詳細は別紙を御覧ください。）

(1) ガソリン直噴車関係

ガソリン直噴車^{※1}については、既にPM^{※2}排出量規制が導入されているディーゼル車と比較し、PMの排出量が上回っているとの調査結果が示されたことから、ディーゼル車等と同水準のPM排出量規制を導入します。

※1 ガソリンと空気をあらかじめ混合して燃焼室に送り込む従来のエンジンと違い、空気とは別にガソリンを燃焼室内に高圧で直接噴射するエンジンを搭載した車。

※2 大気中に浮遊する粒子状物質。PM2.5など。

(2) 二輪車関係

二輪車から排出される炭化水素(HC)や窒素酸化物(NOx)等について、モード規制値^{※3}を強化するとともに、アイドリング時に排出される一酸化炭素(CO)、燃料蒸発ガスに係る規制値を強化します。

※3 信号や渋滞等の影響を受ける比較的低速な走行を想定した「市街地モード」、信号や渋滞等の影響をあまり受けない走行を想定した「郊外モード」、高速道路等での走行を想定した「高速道路モード」、市街地、郊外、高速道路の各走行モードを平均的な使用時間配分で構成した国際的な走行モードである「WMTCモード」の走行時における排ガス規制値。

(3) ガソリン車の駐車時における燃料蒸発ガス対策(四輪車)関係

駐車時の燃料蒸発ガス対策として、国際基準との調和の観点から、駐車試験日数をこれまでの1日から2日に延長します。

2. スケジュール

公布・施行:2月15日

適用開始時期

(1) 新型車:2020年12月

(2) 継続生産車:2022年11月(第一種原動機付自転車にあっては、2025年11月)

問い合わせ先

自動車局環境政策課:吉澤、菊地

電話番号:03-5253-8111(内線42523、42522)、直通03-5253-8604

FAX番号:03-5253-1636